

事業所運営に係る留意事項

この資料は夜間対応型の運営における主な留意事項をまとめたものです。  
動画配信の「介護サービス事業者集団指導(全サービス共通)」と併せて受講いただくことで  
集団指導の受講となります。

令和6年度介護報酬改定に伴う追加や変更点、  
及び事業所運営において特に留意いただきたい  
事項についてはマーカーを記しています。



1 夜間対応型訪問介護について【地域密着型サービス基準条例 第47条】

①利用者はケアコール端末を有していること。

※利用者の心身の状況によって、適切に随時通報が行える場合は、携帯電話等やケアコール端末を配布せず、利用者の一般家庭用電話や携帯電話を利用することも差し支えない。

※ケアコール端末は、オペレーターからの通報を受信する機能や、テレビ電話等、利用者とオペレーターが画面上で互いの状況話し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましい。

②指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、22時から6時までの間は最低限含むものとし、8時から18時までの間の時間帯を含むことは認められない。

2 訪問介護員等の員数【地域密着型サービス基準条例 第48条】

オペレーションセンター従業者	<p><b>提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上</b></p> <p>※オペレーターのうち1人以上は資格を有した常勤であること。 ※定期巡回サービスを行う訪問介護員等と同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。 ※午後6時から午前8時までの時間帯については、コール内容に応じて必要な対応を行うことができると認められる場合、事業所外(自宅等)で勤務することができる。 ※当該オペレーターが利用者からの通報を受けられる体制を確保している場合は、定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>
面接相談員	<p><b>利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</b></p> <p>※オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めることが必要となる。 ※面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、オペレーター、訪問介護員等又は管理者が従事することも差し支えない。</p>
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<p><b>利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</b></p> <p>※サービス利用状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※随時訪問サービスを行う訪問介護員等やオペレーターによる兼務可 ※結果として定期巡回サービスが存在しない時間帯が存在する場合、当該時間帯に配置しないことができる。</p>
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<p><b>提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</b></p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。 ※利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合、オペレーターは随時訪問サービスに従事することができる。随時訪問介護サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 ※午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、事業所外(自宅等)で勤務することができる。</p>

### 3 夜間対応型訪問介護計画の作成【地域密着型サービス基準条例 第53条】

- ①利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。
- ②居宅サービス計画に基づいて夜間対応型訪問介護計画が立てられているか。
- ③計画は、オペレーションセンター従業員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント及びモニタリングの結果を踏まえ、作成しているか。
- ④利用者又は家族への説明・同意・交付は行われているか。
- ⑤計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。

### 4 運営規程【地域密着型サービス基準条例 第56条】

運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業員の職種、員数及び職務の内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも可)
- ③営業日及び営業時間
- ④指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- ⑧虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨その他運営に関する重要事項

⇒重要事項説明書、HP等との整合性を確認して下さい。

⇒運営規程を変更した場合は、変更届の届出が必要です。



### 5 令和6年度に義務化となった事項(夜間対応型訪問介護)



要注意!

	指針・計画	委員会	研修・訓練	担当者
感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)	計画(注1)	-	(研修・訓練) 年1回以上(注2)	-
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	指針	感染対策委員会 6月に1回以上(注3)	(研修・訓練) 年1回以上	感染対策担当者 (注4)
高齢者虐待の防止	指針	虐待防止検討委員会 定期的(年1回以上)(注3)	(研修) 年1回以上	虐待防止担当者 (注4)
身体的拘束等の適正化の推進(注5)	-	-	-	-

(注1)感染症の予防及びまん延の防止のための指針と一体的に策定することができる。

(注2)感染症対策に関する研修、訓練と一体的に実施することができる。

(注3)他の会議体と一体的な設置・運営ができ、他のサービス事業者との連携による開催ができる。

(注4)他の担当者との兼務は差し支えない。

(注5)やむをえず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

受講後は、参加票兼質問票を必ずご提出ください

ご提出により集団指導の受講を確認しますので、必ずご提出ください。

提出はこちら

➡ <https://logoform.jp/form/sQhE/824723>

提出期限 令和7年3月7日(金)



携帯からはこちら